

（寄稿）

NOMURA

どうなる？どうする！医療事故調

厚生労働省において「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」が設置され、平成24年2月15日から13回に亘って議論が行われた。

その中で、第三者機関による院内調査や外部の医療専門家の院内調査への参画、調査結果の情報公開などについて議論されたが、実際にどのような意見が出され議論され、議論がどの方向に向かっているのか、医療機関管理者にとって気になるところであろう。

特に、調査結果の公表に関する点は、医療機関の社会的信用にもたらすインパクトは非常に大きく、医療機関経営への影響も大きい。もちろん、これまでと同様に医療事故防止対策を進めていくことが何よりも大切であることはいうまでもないが、情報公開の今後の取り扱いには注意を払う必要がある。

今回のヘルスケアノートでは、「医療事故に係る調査の仕組み等のあり方に関する検討部会」の委員を務められた宮澤潤法律事務所 弁護士 宮澤潤先生に検討部会における結論とその論点について解説いただいた。

本稿では、今回取りまとめられた結論に対し、実際にどのように解釈され、運用される可能性があるかについて、その考え方も述べられており、今後の制度の方向性を見定める上で有益な資料となるであろう。

（市川）

2013年12月13日

Healthcare note

（No. 13-20）

寄稿者名：
宮澤潤法律事務所
弁護士
宮澤 潤

編集主幹：
野村ヘルスケア・
サポート&アドバイザー
市川 剛志

野村證券株式会社
金融公共公益法人部

野村證券株式会社 金融公共公益法人部 〒100-8130 東京都千代田区大手町2-2-2 アーバンネット大手町ビル

本資料に含まれる情報がもたらす一切の影響、本資料の内容に関する正確性、妥当性、法務上のコンプライアンス等につきましては、野村證券はその責を一切負いません。本資料中の記載内容における各種法令・規則等は随時改定されますので、あくまでも参考資料としてお取り扱いください。また、記載内容における法令・規則及び表現等の欠落・誤謬などにつきましては、野村證券はその責を一切負いません。本資料は、貴社が経営判断を行うに際して参考となると考えられる情報の提供を目的としたものです。経営判断における最終意思決定は貴社自身で行われるものであり、野村證券はこれに対する意見または判断を表明するものではありません。本資料のご利用に際しては、弁護士、公認会計士等にあらかじめその内容をご確認ください。